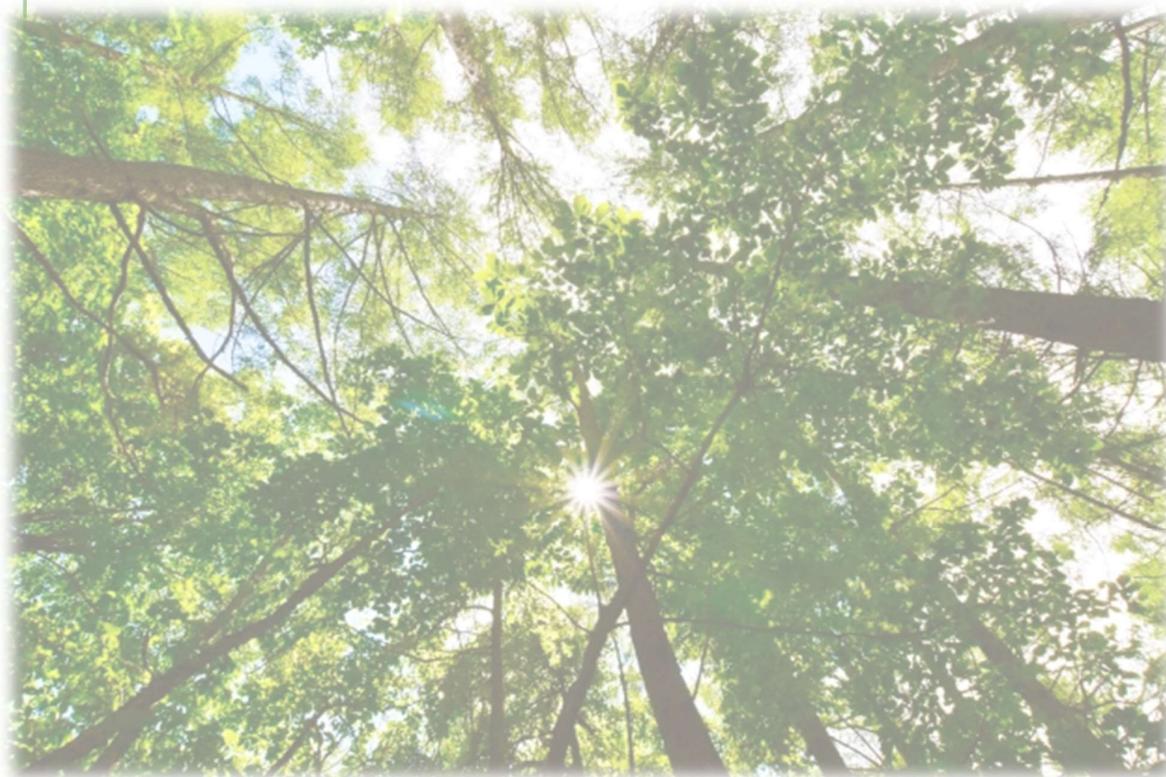


山梨県都留市産業課

都留市森林経営管理制度推進方針

～ 山地災害に強い森林づくり ～



令和3年3月

目次

1	策定の趣旨	- 1 -
2	背景	- 1 -
3	森林の現状及び課題	- 2 -
	(1) 本市の森林資源の状況	- 2 -
	(2) 森林保有形態及びスギ山元立木価格	- 3 -
	(3) 民有林の管理不全	- 4 -
	(4) ニホンジカ被害	- 5 -
	(5) ツキノワグマ被害	- 5 -
4	森林施策との関連性	- 6 -
	(1) 防災対策	- 6 -
	(2) 再生可能エネルギー	- 7 -
	(3) 景観	- 8 -
	(4) 文化財保護	- 8 -
	(5) 観光振興	- 9 -
5	推進方針に係る計画等	- 10 -
	(1) 都留市国土強靱化地域計画	- 10 -
	(2) 都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例	- 10 -
	(3) 都留市森林整備計画	- 10 -
	(4) 都留市景観計画	- 11 -
	(5) つる観光戦略	- 11 -
	(6) SDGs (エスディーゼーズ)	- 12 -
6	重点的に取り組む施策	- 13 -
	(1) 森林施業の優先順位	- 13 -
	(2) 間伐材の利用促進	- 13 -
	(3) 木材流通	- 14 -
	(4) 人材育成及び人材確保	- 15 -
7	本推進方針に基づく事業の実施方法等	- 15 -
	(1) 森林所有者への意向調査のために必要な全体計画の策定	- 15 -
	(2) 市による森林整備の実施	- 16 -
	(3) 財源及び実施目標	- 16 -
	(4) 意欲と能力のある林業経営者への再委託	- 16 -
8	推進方針の進行管理及び見直し	- 16 -
9	おわりに～森林のあるべき姿～	- 17 -

都留市森林経営管理制度推進方針

1 策定の趣旨

本推進方針は、新たに創設された森林経営管理制度の円滑な推進及び森林環境譲与税の効果的な運用を図っていくため、本市における取り組みの推進方針を定めるものである。

2 背景

平成 31 年 4 月 1 日に森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）が施行され、森林所有者に適切な森林の経営管理を行う責務が明確化されるとともに、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合には、市町村が森林所有者から委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者（民間事業者）に再委託を行うことで林業経営を集約化し、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理を行い、林業経営の効率化及び森林管理の適正化を一体的に促進する「森林経営管理制度（以下「本制度」という。）」が創設された。

本市の総面積は 16,163ha で、地目別では森林が全体の約 84% を占めており、このうち本制度の対象となる私有林は 4,000ha 程度存在すると見込まれる。

そのような中、令和元年度には、市町村に対し森林環境譲与税の譲与が開始され、本制度に基づいて市町村が実施する間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることが可能となった。

森林環境譲与税は、国の譲与基準（①私有林人工林面積、②林業就業者数、③人口）に基づいて譲与され、令和元年度の本市への譲与額は約 870 万円であったが、森林整備の推進が喫緊の課題となっていることを踏まえて、令和 2 年度からは前倒しで増額配分されることとなり、令和 2 年度の譲与額は約 1,850 万円となっているが、令和 6 年度以降は約 3,000 万円が譲与される見込みである。

森林環境譲与税は、市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように設定されているが、本市への譲与見込額の規模等から勘案すると、年間の森林整備可能面積は約 30ha 程度となり、本制度の対象となる全ての森林を整備するには多くの年数を要する等、困難な状況が予想される。

これらのことから、本制度の円滑な推進及び森林環境譲与税の効果的な運用を図るためには、本市の森林整備の現状及び課題等を整理した上で、当面の間、重点的に取り組むべき内容や地域を明確化して計画的に事業を推進する必要がある。

3 森林の現状及び課題

(1) 本市の森林資源の状況

本市の森林面積は 13,634ha で、本市の総面積の約 84% を占めている。このうち、民有林面積は、6,676ha であり、民有林のうち人工林面積は、4,412ha で、民有林の人工林率は約 66% となる。

また、民有林における人工林を齢級別に見ると、11 齢級 (50 年生) 以上の人工林が約 76% を占めており、人工林の大部分が利用時期を迎えている状況であるため、高齢級間伐を早急かつ計画的に実施していくことが必要である。

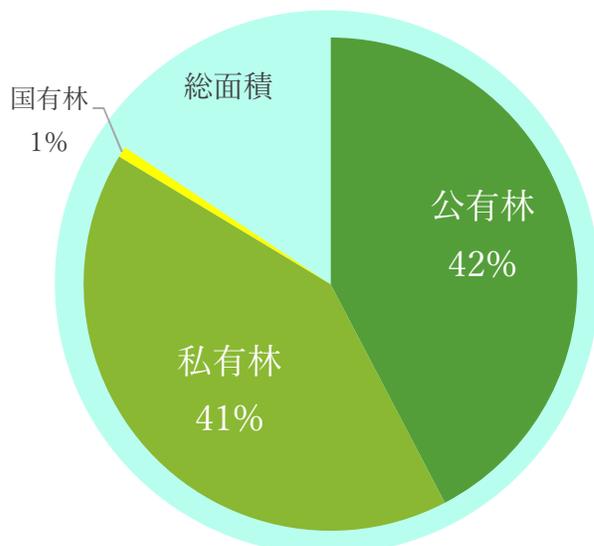
なお、県有林については、第 3 次県有林管理計画に基づき、県が森林組合や林業経営体へ枝打ちや間伐等の施業を委託することにより管理が行われている。

【 保有者形態別森林面積 】

保有形態		総面積		立木地			人口林率 (B/A)
		面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	
総 数		13,633.73	100.0	13,153.09	8,258.29	4,894.80	61.1
国有林		115.20	0.8	109.85	108.11	1.74	93.8
公 有 林	計	6,842.51	50.5	6,539.87	3,846.79	2,693.08	
	県有林	5,942.35	43.9	5,641.04	3,523.24	2,117.80	59.2
	(その他県有林)	(0.66)	(0.0)	(0.66)	(0.16)	(0.50)	(24.2)
	市町村有林	164.49	1.2	164.42	81.89	82.53	49.8
	財産区有林	735.01	5.4	733.75	241.50	492.25	32.9
私有林		6,676.02	49.3	6,613.88	4,411.66	2,202.22	66.1

令和元年度 都留市地域森林整備計画 (単位: ha・%)

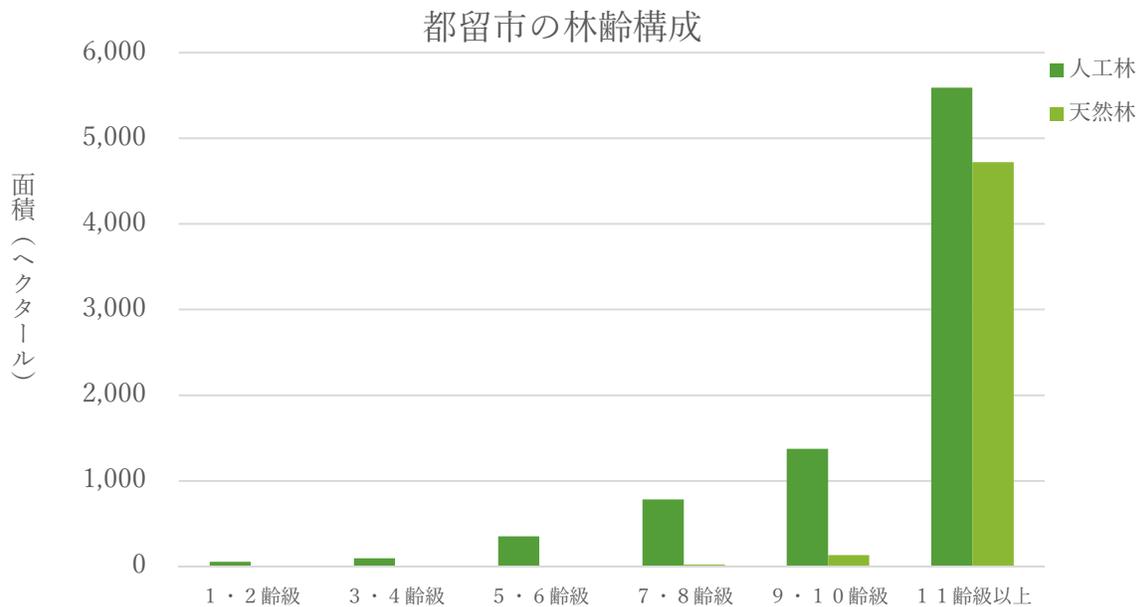
都留市の総面積に占める森林の割合



【 齢級別面積 】

階級別		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
区分								
民有林		13,518.53	55.47	97.35	367.33	809.04	1,509.97	10,313.93
人工林計		8,258.29	55.27	97.35	353.43	785.78	1,374.82	5,591.64
主要樹種別面積	スギ	1,280.31	1.82	0.40	14.64	90.49	78.34	1,094.62
	ヒノキ	2,209.06	41.83	83.45	334.12	497.94	657.39	594.33
	アカマツ	3,430.86	0.00	0.00	0.00	23.03	346.78	3,061.05
	カラマツ	1,108.73	0.00	0.00	2.00	166.25	275.07	665.41
	モミ・シラベ	12.65	0.00	0.62	0.00	0.00	4.99	7.04
	その他針葉樹	2.14	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.14
	クヌギ・ナラ	8.13	4.35	0.66	0.00	0.00	0.00	3.12
	その他広葉樹	206.41	7.27	12.22	2.67	8.07	12.25	163.93
天然林計		4,894.80	0.20	0.00	13.90	23.26	135.15	4,722.29

令和元年度 都留市地域森林整備計画 (単位: ha)



(2) 森林保有形態及びスギ山元立木価格

本市の林業経営体数を保有山林面積規模別に見ると、保有面積 5ha 未満の林業経営体が 8 戸で全体の約 6 割を占めており、保有形態が小規模で分散しているため、個々の所有者が単独で効率的な森林施業を実施することが難しい。

また、林業採算性の悪化により、後継者不足及び林業労働者の高齢化が急速に進行している状況にある。

【保有山林面積規模別林業経営体数】

合 計	保有なし	3ha 未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha
13	5	0	3	1	4

2015年農林業センサス（単位：戸）

森林所有者の収入に当たるスギの山元立木価格は、1 m³当たり、2,804 円（平成 28 年次）で、ピーク時の昭和 55 年と比較すると 2 割以下に減少している。

その一方で、この間の伐採作業に要する賃金は全国的に約 1.5 倍に上昇しており、森林所有者の経営意欲減退が進行する大きな要因となっている。

また、森林所有者の高齢化、不在村化の進行及び相続に伴う所有者不明森林の増加等により、管理放棄される森林は増加傾向にあり、森林の持つ公益的機能の低下も懸念されている。

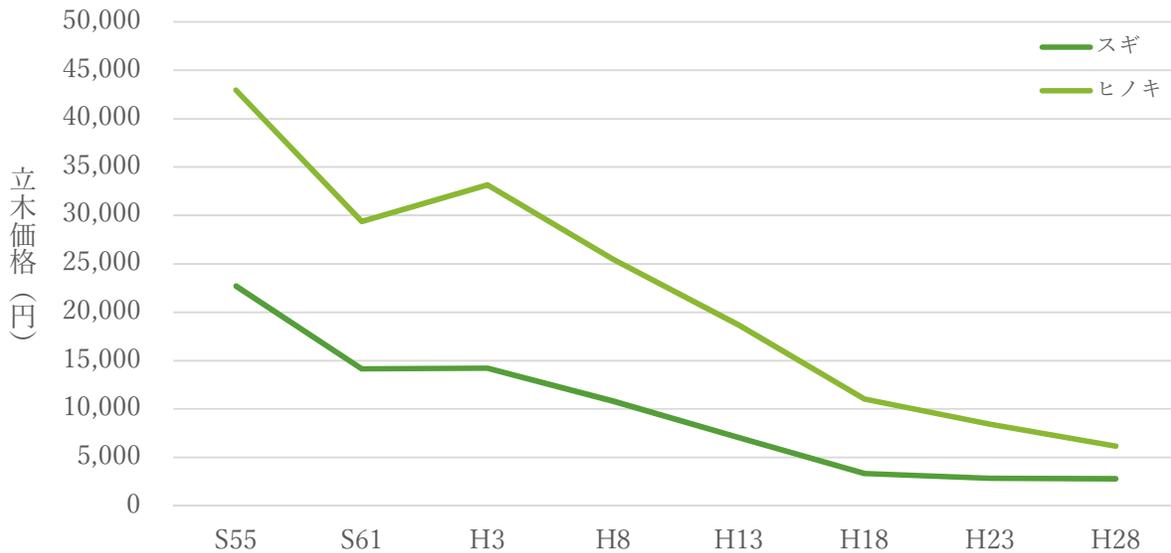
【国内の山元立木価格の推移】

樹種	S 55	S 61	H 3	H 8	H 13	H 18	H 23	H 28
スギ	22,707	14,144	14,206	10,810	7,047	3,332	2,838	2,804
ヒノキ	42,947	29,738	33,153	25,469	18,659	11,024	8,427	6,170

平成 28 年度 林野庁 林業白書（単位：年度・円）

注：1) 山元立木価格とは立木の状態で樹木の販売価格であり、丸太の市場価格から生産諸経費を差し引いた価格のこと。

山元立木価格の推移



(3) 民有林の管理不全

本市の人工林は、木材価格の下落等による林業の低迷により、所有者の森林への関心が低下し、境界及び所有者が不明な森林が増加する等、適切な森林管理が行われず早急な間伐等の手入れが必要な状況となっている。

市街地においても、道路・水路や公共施設等周辺において、管理が不十分である森林も多く、倒木等の発生が予見される場所も見受けられ、特に災害が起こりうるような箇所については、市民の安全を確保することを最優先に、施業を実施する必要がある。

(4) ニホンジカ被害

適切な森林の管理及び整備を進める上で、全国的に問題になっているのがニホンジカ被害であり、本市においても同様である。

平成 23 年に山梨県が、狩猟メッシュ単位で^{ふんかいほう}糞塊法及び区画法を用いたニホンジカ生息実態調査を実施しているが、ほとんどのメッシュで生息密度が増加しており、県内全域で生息頭数が増加傾向にあることが確認された。

農林業被害があまり発生しないとされる生息密度は 1～2 頭/km²であるが、本市ではニホンジカが市域全域に生息し、年々増加傾向にあることから、これを大幅に上回っている状況にあると推測される。



【シカの剥皮被害：林野庁】

森林への被害は、立木の皮剥や造林地の食害等が最も多く、林床への食圧による下層植生の単純化等、生物多様性にも影響を及ぼしているほか、下層植生の減少による土砂の流出や土砂崩れ等の発生リスクの増大にもつながる恐れがある。

また、その被害は林業分野にとどまらず、農産物への食害、道路への飛び出し及び住宅地への侵入等の生活被害も発生しており、市民の安全・安心な暮らしが脅かされる状況となっている。

本市では、「都留市鳥獣被害防止計画」を策定し、年間捕獲目標を管理捕獲で 100 頭、有害駆除捕獲で 40 頭と定め、ニホンジカの有害捕獲に取り組んでいる。

全国的に個体数は減少傾向であるが、本市においては、林道及び作業道の未整備箇所での捕獲が進まないことや生息域の拡大等の課題があり、ニホンジカ被害を縮小させるためには、作業道の整備による狩猟の強化及び広域的な防護柵整備等の対策を推進する必要がある。

(5) ツキノワグマ被害

ツキノワグマは、ワシントン条約の付属書 I に掲載され、国際自然保護連合が作成したレッドリストでも絶滅危惧種 II 類として掲載されている。

日本国内では、近年、生息頭数が減少傾向にあり、環境庁告示によって西日本を中心とする 17 県では狩猟による捕獲が禁止されている。

山梨県でも、個体数が減少しているため保護を図るものとし、平成 9 年から平成 14 年までは狩猟による捕獲が禁止されており、錯誤捕獲等の際に市町村が放獣を実施する際の補助制度が創設される等、保護管理対策がとられてきた。

山梨県が策定している「ツキノワグマ保護管理指針」によると、本市が属する富士・丹沢

地域個体群での推定生息数は 200 頭、生息密度は 0.2/km²とされている。

森林への被害は、造林木の樹皮剥ぎが多く、果樹園や養蜂施設への出沒に加えて、近年は人身被害も報告されているため、里山等の林縁部の伐採等による緩衝帯の設置、誘因の原因となる家庭ごみや放任果樹の処理及び電気柵等の物理的な防除柵の整備等を複合的に実施していく必要がある。

4 森林施策との関連性

(1) 防災対策

利用時期を迎えた人工林の更新の停滞による林床の荒廃は、降雨時等の土壌の含水量を低下させる等、森林の持つ水源涵養機能を著しく損なうものであり、本市でも、スギ、ヒノキ、アカマツ等の森林面積の多くを占める人工林の多くは、利用時期を迎えている高齢級のものである。

しかし、伐採が進まない結果、林床の荒廃が進み、雨水の多くは地面に吸収されることなく山を下り、川へ流れ込むこととなる。

本市は、周囲を山に囲まれ、少ない平地部分は河岸段丘によって形成されているため、山や沢の近くに住宅地が形成されており、土砂災害警戒区域の指定箇所も 386 ヶ所と非常に多く、市内の森林の水源涵養機能の低下は、土砂災害発生件数の増加に直結する結果となる。

現在、市内の各沢では、雨水による土壌の洗掘や土砂の流出等が始まっており、対症療法となる治山堰堤や砂防堰堤の浚渫や新規建設等が間に合わない状況になりつつあることから、発生源の森林での間伐等による林床植物の再生等により、起源となる森林の水源涵養機能を復活させていく必要がある。



【熊本地震の森林災害】

これを受け、本市では、「都留市国土強靱化地域計画（令和 2 年 10 月）」を策定し、森林荒廃を起因とする土砂災害等の事前防災及び事前減災のための山地災害対策を強化していくこと等を盛り込んだ。

また、令和元年の台風 15 号では、房総半島を中心に森林荒廃から発生した広範囲にわたる倒木により電力網が分断し、その後の災害復興に大きな影響を与えた。

この教訓を生かし、山梨県では「山梨県電力供給体制強靱化戦略」を策定し、台風等の倒木被害による電力網の分断を防ぐため、森林整備を進めるとしていることから、今後は、県や電力会社等と連携する中で、倒木による電力網の分断を防ぐという観点からも、重要インフラ施設周辺の事前伐採等を計画的に進めていく必要がある。

(2) 再生可能エネルギー

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化炭素等）の濃度が高くなり、地球表面付近の温度が上昇する地球温暖化について、産業革命以降、化石燃料の大量消費等によって、急激に進行している。

森林には水源涵養機能があり、土砂災害の防止や雨水の浄化に加えて、光合成による二酸化炭素の吸収や固定作用及び酸素の供給等、重要な働きがある。

日本の地球温暖化対策やエネルギー対策としては、環境基本計画に加え、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、エネルギー政策基本法等により、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギー（太陽光、水力、地熱及びバイオマス等）の推進を図ることで、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26%削減と定め、エネルギー源を多様化し、特性に合わせて利用するというエネルギーミックスの確実な実現へ向けた取り組みを推進している。



【県内の太陽光発電】

さらに、令和2年10月の臨時国会における菅総理の所信表明演説において、温室効果ガスの排出量について「2050年までに全体としてゼロにする」と正式表明され、世界的にもカーボンニュートラルに向けた動きが加速している状況であり、本市においても令和3年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、その取り組みを推進している。

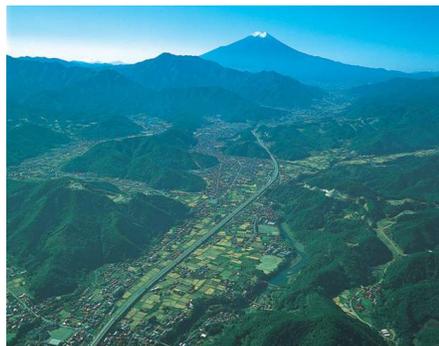
しかし、その一方では、再生可能エネルギーの固定買取制度等を活用すべく、太陽光発電設備を設置するために、森林が伐採されるという矛盾した行動も顕著であり、災害の発生、環境破壊及び景観阻害等への懸念から地域住民等とのトラブルに発展するケースもある。

このような中、本市においては「都留市安心・安全な再生可能エネルギー発電設備の導入に関する要綱（平成27年10月）」を制定し、生活環境や自然環境との調和に配慮した事業実施を求めてきた。また、山梨県においても条例制定に向けた動きが本格化しており、森林伐採が計画されている区域や土砂災害警戒区域等では原則、事業用施設の設置を禁止することを盛り込む方向で調整が進んでいるため、これらの動向も注視しつつ、太陽光発電施設等の導入に際しては、適切な指導等を徹底していく必要がある。

(3) 景観

本市は、標高 1,785mの三つ峠山をはじめとする 1,000m級の山岳に囲まれ、新緑や紅葉等、視覚的に四季を感じることができ、市域には清流が多く、桂川は浸食が盛んで、蒼竜峡のような美しい渓谷や田原の滝等いくつかの景勝地を形成しており、身近な森林は、動植物の貴重な生息地であるとともに、四季折々に暮らしを彩る重要な景観資源にもなっている。

また、郡内地域唯一の城下町として栄えた歴史的景観、人口約 3 万人規模の都市では全国でも数少ない公立大学法人都留文科大を擁し、多くの学生が集い研鑽に励む文化的景観等があり、こうした美しい自然景観や歴史文化的景観は、市民共有の資産ともいえるものであるが、近年、森林の手入れ不足や山の斜面への無秩序な太陽光発電施設の建設等により、森林景観の喪失が懸念されている。

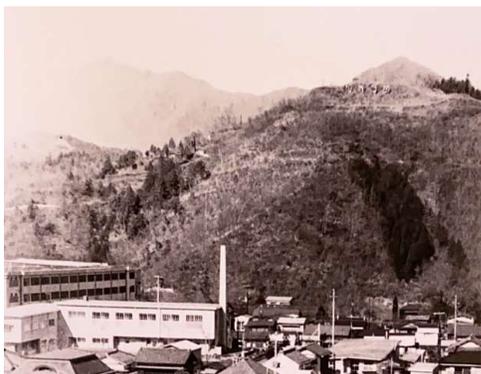


【都留市一望】

今後は、森林の保全と適正な維持・管理の推進、工作物等の適正な規制・誘導や景観を阻害する要因の改善を図り、豊かな森林景観を保全していく必要がある。

(4) 文化財保護

本市の周囲を囲む山岳や溪流等の自然景観及び植物群落を有する森林は、景観の保存と歴史的風致を構成する観点から文化財保護行政と緊密な連携を図る必要がある。



【昭和 37 年のお城山】

現在、森林となっている場所においても、先人たちの住居跡や城館跡、墳墓等の「遺構」や土器・石器等の「遺物」が存在する埋蔵文化財包蔵地も含まれるため、林道整備等の大規模な森林整備や林業施設整備の際には、遺跡地図等で事業地が包蔵地であるかの確認を必ず行わなければならない。

また、これまで山林内の遺跡分布調査は行われておらず、未確認の遺跡も存在する可能性があるため、整備事業実施中に土器片等の遺物等が発見された場合には、文化財担当部署への連絡を行い、必要な措置の指示を受ける必要がある。

本市の森林内で特に文化財としての保護を要するものとして、市役所の背後を流れる桂川を挟んで、北にそびえる独立の山にある「勝山城跡」があり、地元では親しみを込めて「お城山」と通称されている。

勝山城跡の規模は南北約 640m、東西約 580m、周囲約 2km、面積は約 25 万㎡となっており、土塁や曲輪等の様々な遺構が数多く残されているため、歴史的な価値が非常に高く評価され、平成 8 年 5 月 2 日に山梨県指定の史跡として、指定されている。

そのため、「お城山」の森林整備等については、地中に埋もれている遺構を破壊する恐れのある樹木等の除去、倒木・雨水流出に伴う斜面崩壊等の災害防止、有害鳥獣被害の軽減及び景観の観点を考慮した植生への転換等の必要があるが、人の手を入れることは最低限にとどめ、文化財の保全を最優先しなければならない。

このほか、周辺の山々に生息する天然記念物のニホンカモシカや絶滅危惧種のオオタカ等の動植物の保護・保存にも注意する必要がある。

(5) 観光振興

平成 25 年に富士山が世界文化遺産に登録され、それ以降富士山・富士五湖エリアには、年間を通して多くの観光客が来訪しており、当該エリアには山梨県全体に訪れる観光客の約 50%が集中する観光の一大拠点となっている。

しかし、本市においては、東京圏から当該エリアまでの通過地点となっており、いわゆる富士山観光の外側となっている。

そのため、本市では「つる観光戦略～富士の麓の小さな城下町～」を策定し、集客と交流人口の増加による地域経済の活性化を主眼に置き、歴史・文化と自然に恵まれた本市ならではの特性を活かした観光を戦略的に推進することとした。

市域の多くを占める森林を観光資源として保全・開発していくためには、登山・トレッキングのための登山道整備及び観光エリア周辺の森林を計画的に整備していかなければならない。

また、本市の特徴を活かした着地型観光プログラムとして、集客が期待できる森林環境教育プログラム及び森林体験プログラムを担う人材の育成を図る必要がある。



【都留アルプス整備の様子】

5 推進方針に係る計画等

(1) 都留市国土強靱化地域計画

国では、これまで地震災害や毎年発生する台風及び豪雨災害等、様々な自然災害に見舞われ、そのたびに多くの尊い命や莫大な経済的及び文化的損失を被り続けてきた経験から、こうした大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範疇を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を千年の時をも見据えながら行っていく必要があると考え、「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、関連する様々な計画の指針となる国土強靱化基本計画を定めた。

これを受け、本市でも、致命的な被害を負わない強さ、速やかに回復するしなやかさを持ち、地域の誰もがいつまでも健康で幸せに暮らせるまちを実現するため、「都留市国土強靱化地域計画（令和2年10月）」を策定した。

当該計画では、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の一つとして「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」が設定されており、森林等の荒廃から大規模化する土砂災害や河川氾濫による多数の死傷者の発生を防ぐため、森林経営管理等の必要性等について記載されている。

当該計画は、本市における様々な分野の計画等に対し、国土強靱化に関する部分の指針となるものである。

(2) 都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例

本市は、様々な人々の働きかけを通じて形成されてきた地域であって、集落を取り巻く二次林及びそれらと混在する農地、湧水、小川、河川等を総称して「里地里山里水」とし、その保全及び活用を効果的に促進するため「都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例」（平成25年9月30日条例第23号）を制定した。

里地里山里水は、生物多様性の保全、食糧や水の供給、防災等に関する重要な機能を有していることから、当該条例では、将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持できるように努めることを基本理念のひとつに掲げ、この実現のための市の役割として、里地里山里水の保全及び活用に関する施策の策定及びその戦略的な推進、市民に対する啓もう普及活動の実施、関係機関との連携等が規定されている。

(3) 都留市森林整備計画

市町村森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方、ゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想であり、本市においては平成

30年度に平成31年から令和11年までを計画期間として策定した。

当該計画の中で、「6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項」として、森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していく旨の記載があるため、森林経営管理制度に基づく経営管理を実施するにあたっては、当該計画に規定される森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項、間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法等を遵守し、適切な経営管理を推進していくものとする。

(4) 都留市景観計画

周囲を山々に囲まれた本市は、市域の約84%を占める森林が自然景観の骨格を形成し、市街地や集落地のすぐ身近に森林景観が接している点に大きな特徴があるが、近年においては、森林の手入れ不足等により、これらの都留市らしい景観の喪失が懸念されている。

このことから、景観まちづくりの基本方針や行為の制限に関する事項等のルールを定め、都留市らしい良好な景観づくりに取り組むため、「都留市景観計画（令和3年1月）」を策定した。

当該計画では、森林法等の法制度を活用するとともに、「都留市森林整備計画」に基づく森林の保全と適正な維持・管理を推進し、建築物や工作物等の適正な規制・誘導や景観を阻害する要因の改善を図り、郷土の豊かな里山・森林景観の保全に努めることとしている。また、森の学校等により人材育成を図り、協働による維持・管理に努めるとともに、暮らしの身近にある自然景観の魅力を活かし、森林の持つ多面的な機能の有効活用に取り組むことを基本方針に掲げており、森林景観の保全と適正な維持・管理、森林の手入れの充実等を具体的取組としていることから、本制度の推進にあたっては、当該計画との整合性を図るものとする。



【谷村城下町テイスト黒塀】

(5) つる観光戦略

本市では、「富士の麓の小さな城下町」をキーワードに、観光の一大拠点となっている富士山・富士五湖地域へ訪れる観光客の裾野を本市まで広げて、豊かな自然資源、由緒ある歴史文化等を活かし、観光による地域経済の活性化を図るため、「つる観光戦略（令和元年9月）」を策定した。

当該戦略では、県指定文化財であり本市のシンボルである「勝山城跡」を活用した本市の歴史・文化を体感するコンテンツの開発、都留市二十一秀峰トレッキングツアーや都留アルプスハイキングツアー、森林体験ツアー等、森林が多くを占める本市の特性を活かした着地型観光プログラムの開発等を推進することを具体的取組に掲げており、森林環境の保全・活用、間伐材を使用した黒塀の設置による観光とのマッチングを図る等、森林環境譲与税を活用した全国に先駆けた取り組みを実施することとしている。

(6) SDGs (エスディー・ジーズ)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれるもので、持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、「15.陸の豊かさを守ろう」の項目では、陸上生態系の保護、森林の持続可能な管理、土地の劣化の阻止と回復及び生物多様性の損失の阻止等といった目標が掲げられている。

森林の持続可能な経営は、“伐って、使って、植える”という森林の健全な循環そのものであり、水源涵養、国土保全、炭素貯蔵、生物多様性等の多面的機能を有しており、森林そのものが様々なSDGsに貢献している。

そのため、森林環境譲与税を恒久的な財源として、

本制度に基づいた適切な森林管理を実現することは、SDGsの理念の根幹である持続可能な世界の実現及び循環型社会の構築にも貢献するものである。

【森林とSDGsの関係性】



6 重点的に取り組む施策

(1) 森林施業の優先順位

近年の集中豪雨等による大規模な山地災害は、全国各地で頻発しており、深刻化する山地災害への対応は、地形が急峻で地質が脆弱な本市にとっては喫緊の課題である。

森林経営の採算性が低下している中で、個々の所有者が森林の経営管理を行うことは難しく、所有森林を管理放棄する一因にもなっている。

適切な森林整備及び維持管理を実現するには、森林経営管理制度を活用して本市が所有者から委託を受け、所有者自らが森林の経営管理を実行できない森林の管理を行う場合においても、災害対策を講じることで被害を最小限にとどめ、地域の安全・安心を確保する必要がある。

そのため、本市では、森林経営管理制度において、重点的取組方針を「山地災害に強い森林づくり」と設定し、「都留市国土強靱化地域計画」と整合性を図る中で、計画的かつ重点的に、適切な森林整備を推進していくものとする。

また、本市の森林内は地籍調査が完了しておらず、境界が不明瞭な場合が多いため、森林簿、森林計画図、登記簿及び公図等の各種資料をベースに構築した林地台帳のデータを参考として、施業界を決定していく。

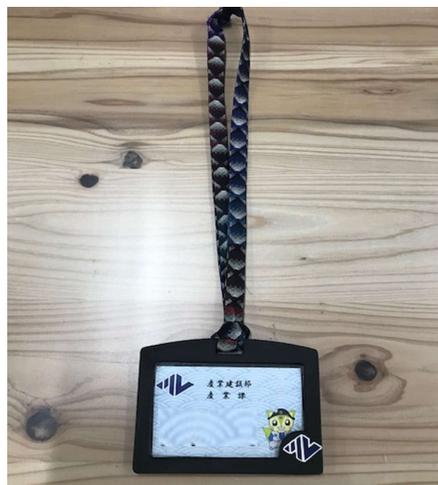
なお、森林施業の優先順位等の詳細については、意向調査の実施に係る全体計画において規定するものとする。

(2) 間伐材の利用促進

人工林を適切に管理する上で欠かせない施業として間伐があるが、間伐にかかる経済的課題が、間伐施業が行われず或いは施業後の間伐材が森林内に放置される一因となっている。

間伐材は環境負荷の少ない再生可能な資源であるが、間伐材の多くは市場価格と搬出費用を比較すると搬出費用の方が高額となるため、間伐材の搬出に繋がらない状況にあり、適切な森林整備及び維持管理を持続的に実施していくためには、間伐材に木材資源として付加価値をつけ、間伐材の利用促進を図る必要がある。

そのため、本市では、平成 24 年 1 月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく、国及び県の基本方針に即し、「都留市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、公共建築物等の木造化及び木質化に努める中で、県産材等の利用促進を通じて、健全な森林の育成や地球温暖化の防止、循環型社会の形成に資することとしている。



【間伐材を用いた名札ケース】

また、「つる観光戦略」と連携する中で、間伐材等を活用した「富士の麓の小さな城下町～谷村城下町テイスト 黒塚塗炭事業～」を実施し、長期的には市民が自発的に間伐材を利用した景観づくりを実施できる支援体制の構築を目指すほか、間伐材を利用した新たな製品の開発等を推進することで、間伐材の利用促進を図るものとする。

さらに、適切な間伐を通じて森林の二酸化炭素吸収量を高めるために制定された森林間伐促進特別措置法について、戦後に植えた人工林の多くが伐採の適齢期を迎えることを踏まえて、「エリートツリー」と呼ばれる通常よりも成長の早い苗木を植林する場合に財政支援を行うことで再生林を促進していくために、同法を改正する動きがあるため、その動向を注視する中で、必要に応じて適切な対応をとるものとする。

(3) 木材流通

森林環境譲与税の金額算定にあたっては、譲与基準項目として人口割があり、多くの人口を抱える都市圏の自治体は、整備する森林面積が少ないにも関わらず、多額の森林環境譲与税が配分されるため、どのように活用していくかが課題となっており、公共施設等での間伐材等の活用が検討されている。

そこで、本市では、森林の有する水源涵養機能に焦点をあて、本市の森林によりもたらされた水が流れる一級河川相模川（桂川）の下流自治体に働きかけること及び都市部住民向けの山林・林業体験プログラムや子供向けには新学習指導要領に対応したアクティブラーニングの視点からの森林環境教育プログラムを提供していくことで、都留市産材の普及啓発及び利用促進へと結び付け、販路拡大を図ることと併せて、林業と地場産業を掛け合わせた新たな産業を生み出していくこととする。

また、利用時期を迎えている高齢級の立木については、素材生産業者が伐採及び搬出する中で、山梨県東部林業の拠点である「甲斐東部材原木市場」に持ち込み、樹種や長さ、径級、品質、直材及び曲がり材ごとに仕分けした上で、セリ売り又は入札により、製材工場や木材販売業者に売り渡すことになるため、当該事業によって伐採された立木を有効に活用することで、木材流通の推進を目指していくものとする。



【国土交通省河川局出典】

(4) 人材育成及び人材確保

適切な森林整備を実施するにあたっては、継続して森林施業を行う林業従事者の確保及び育成が重要であるが、林業従事者は高齢化が顕著であり、担い手の不足が全国的に深刻化している。

そのため、本市では市内の森林の状況と整備の必要性を幅広く周知し、森林に対する意識向上を図るため、市民及び都市住民向けの「森の学校」事業を令和元年度にスタートし、林業の担い手として必要な知識及び技術等を習得する機会を創出している。

また、本市を含めた周辺地域の森林施業を中心的に担っている「南都留森林組合」を支援機関と位置付けて、地域おこし協力隊を配置することで、定住に係る支援と合わせて、将来の地域林業の担い手として育成するとともに、各種情報発信や林業を通じた都市農村交流等の新たな取組みを推進している。

今後も「森の学校」事業を継続して展開していく中で、山林・林業体験プログラムの充実を図り、多年齢に対応する様々な森林環境教育の提供により、森林及び林業に対する意識向上を図りながら将来的な地域林業の担い手の確保及び育成を積極的に進めていく。



【森の学校事業の様子】

7 本推進方針に基づく事業の実施方法等

(1) 森林所有者への意向調査のために必要な全体計画の策定

森林経営管理制度では、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受ける中で、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理し、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に再委託することにより、林業経営の効率化及び森林管理の適正化を促進することとしている。

そのため、重点的取組方針として設定した「山地災害に強い森林づくり」により、山地災害危険地を中心として、林地台帳等の情報を活用し、過去10年程度、適切な経営管理が行われていない私有林の人工林の中から、所有者情報等が一定程度整理されている森林、森林の資源解析結果に基づいた林地生産力の高い森林等の林業経営に適した森林を洗い出すことで、意向調査対象森林を設定する。



【施業の様子】

その後、複数年にわたる森林所有者への意向調査の実施を想定して優先順位を設定し、優先順位に基づく事業の実施スケジュールを含めた全体計画を策定する。

(2) 市による森林整備の実施

策定した全体計画の中で、森林経営管理制度の対象となる森林については、森林所有者に対して意向調査を実施する。

その結果、市に対して経営管理を委託したい旨の申出があった森林については、「経営管理権集積計画」を作成するとともに公告及び縦覧し、適切な時期に「経営管理実施権」を設定の上で、間伐等の森林の適切な管理に必要な作業等（森林経営管理事業）を実施する。

(3) 財源及び実施目標

(2) の財源として、令和元年度から配分されている「森林環境譲与税」を充てることとする。

なお、実施に当たっては、既設の国庫補助事業等の活用も含めて多面的に検討し、可能な限り、早期の効果発現を目指すものとする。

(4) 意欲と能力のある林業経営者への再委託

市が経営管理権集積計画を作成して公告及び縦覧した森林のうち、林業経営に適した森林については、県が公表する林業経営体の中から選定し、「経営管理実施権配分計画」を作成の上で公告及び縦覧し、積極的に林業経営体に林業経営の再委託を推進する。

8 推進方針の進行管理及び見直し

本方針の実効性を確保するため、年度ごとに本推進方針に基づいて実施した施策及び事業の状況を確認し、その結果については、森林環境譲与税の使途と併せて公表する等、適切な進行管理に努める。

また、取り組みの進捗状況や関連施策等の見直し、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本方針の内容を見直すほか、取り組みの効果を客観的に評価し、本市の森林における課題等を見出す中で、速やかに改善策の検討を行うものとする。

9 おわりに～森林のあるべき姿～



【「平成 25 年度森林・林業白書」(林野庁)】

森林は、育った木を利用するために伐採し、「植える→育てる→使う→植える」というサイクルによって、持続的に利用することができる大切な資源である。

適切な施業管理が行われることで、植栽木が健全に生育し、幹や根が太く発達するとともに、下層植生が繁茂し、山地の強靱化が図られ、雨水等の浸透能力・保水能力が高まり、水源涵養機能等の公益的機能が高度に発揮される状態となる。

上記のような状態を維持していくことで、安定的かつ持続的に木材が生産され、大切な資源を無駄にすることなく、有効に活用していくことが可能となり、荒廃した山林が多様な林齢や樹種からなる豊かな森へと再生することで、野生鳥獣が森で餌を得ることができる本来あるべき森林生態系へ回帰することとなり、野生鳥獣による農作物被害の低減にもつながる。

本市においては、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて、市民が森林からもたらされる恩恵を後世に渡って享受し、持続的かつ健全な木材産業の再生及び地域の活性化を目指し、本方針による取り組みを推進していくこととする。